

○阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第52号

改正 平成18年4月1日告示第80号

平成19年4月1日告示第10号

平成20年3月27日告示第20号

平成21年4月1日告示第40号

平成22年4月1日告示第29号

平成23年3月28日告示第22号

平成24年3月30日告示第34号

平成26年3月31日告示第37号

平成27年3月31日告示第28号

平成30年3月22日告示第24号

平成31年4月1日告示第55号

令和2年3月31日告示第48号

令和3年3月26日告示第35号

令和4年3月30日告示第33号

令和7年3月26日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、浄化槽の整備を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する浄化槽設置整備事業の補助金について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/1(日間平均)以下の機能を有するもので、かつ、処理対象人員が10人以下のものをいう。ただし、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。

(2) 建築確認済証

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する確認済証をいう。

(3) 新設補助

住居を新築し、合併処理浄化槽を設置する、又は住宅等を全解体し、住宅を新築するのと同時に合併処理浄化槽を設置する場合の補助及び倉庫等住居でないものからリフォームし、住居とする場合に合併浄化槽を設置する場合の補助をいう。

(4) 転換補助

住宅に附属している単独処理浄化槽又はくみ取便所を撤去し、合併処理浄化槽に設置替えをする、又は住宅の一部を解体(増築を含む。)することに伴い単独処理浄化槽又はくみ取便所を撤去し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合の補助をいう。

(5) 宅内配管工事費

トイレ、洗面台、風呂、台所等からの排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な^{きよ}管渠や升の設置及び合併処理浄化槽から側溝までの放流管の設置に係る費用をいう。

(6) 単独転換

住宅に附属している単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽に設置替えをする、又は住宅の一部を解体すること(増築することを含む。)に伴い単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置しようとする場合をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、市地域のうち農業集落排水事業実施区域以外の地域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 浄化槽設置工事が未着工であること。
- (2) 補助金交付申請書を提出した年度内に浄化槽設置工事及び新築工事又はリフォーム工事が完了し、実績報告書を提出することができること。
- (3) 個人住宅であり、住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する併用住宅であること。
- (4) 補助金申請者が阿波市民であること又は実績報告書を提出するまでに阿波市民になる予定があること。

(5) 同一敷地内において、阿波市浄化槽設置整備事業補助金を受けていない者であること。

(6) 市税を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 専用住宅を借りている者で浄化槽を設置することについて所有者の承諾が得られていないもの

(2) 販売を目的とする専用住宅(以下「建売住宅」という。)に浄化槽を設置する者。ただし、居住の用に供するために建売住宅を購入した者を除く。

(3) 賃貸を目的とする専用住宅(以下「賃貸住宅」という。)に浄化槽を設置する者。ただし、居住の用に供するために賃貸住宅を賃借している者を除く。

(4) 合併処理浄化槽を設置する者のうち、本市における汚水処理未普及の解消につながらないと市長が認める者。ただし、災害により被害を受けた者、又は相当の理由があると市長が認める者を除く。

(補助金額)

第5条 市長は、補助対象者に予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、転換・新設補助の区分に応じ、別表第1、別表第2に定める額とする。

3 転換補助の場合において、別表第3に定める額(宅内配管工事に要する費用に相当する額)を前項の補助金の額に加算する。

4 人槽については、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)に基づき算定するものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は浄化槽設置計画書及び建築確認証の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 浄化槽設置費の見積書の写し(転換の場合、既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽の撤去費及び宅内配管工事費を含む。)

(4) 浄化槽の構造図

(5) 浄化槽の配置配管図

(6) 登録浄化槽にあつては、登録証の写し及び浄化槽管理票(C票)

- (7) 保証登録証明証(処理対象人員が10人以下のもの)
 - (8) 設備士免状(特別講習修了証書)の写し
 - (9) 住宅等を借りている者は、賃借人の承諾書
 - (10) 浄化槽維持管理標準契約書の写し
 - (11) 浄化槽法定検査申込書
 - (12) 浄化槽法第7条及び第11条に係る費用を納付したことを証するもの
 - (13) 平面図
 - (14) 現在の住居で用いている汚水処理方法を証する書類(阿波市内在住の者及び賃貸住宅に居住していない者に限る。)
 - (15) 納税証明書(前年度市税分)
 - (16) 住民票
 - (17) 現況配管図、現況配置平面図及び現況写真(転換の場合)
 - (18) その他市長が必要と認める書類
- (既設単独処理浄化槽又は汲み取り槽)

第7条 市長は、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽を廃止し、合併処理浄化槽へ設置替えをする者に対して、優先して補助金を交付するものとする。

(交付の決定及び通知書類)

第8条 市長は、第6条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「交付決定者」という。)に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書)

第9条 交付決定者が補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助金交付決定のあった年度内までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助金に係る事業完了後、速やかに、又は補助金交付決定のあった年度内に実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費請求書又は領収書の写し
 - (2) 浄化槽設備工事施工チェックリスト
 - (3) 住民票(補助金交付申請時に補助対象地域に住所を有していない者)
 - (4) 使用開始したことを証する書面
 - (5) 知事が認める浄化槽の維持管理に関する講習会に参加したことを証する書面
 - (6) 単独処理浄化槽又は汲み取り槽からの転換による設置に当たっては浄化槽廃止届出書の写し又は転換が確認できる書類
 - (7) 施工前、施工中及び完成写真(1部)(転換の場合：確認ができる写真、宅内配管工事の施工状況の写真)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた後、補助金交付請求書(様式第7号)による交付決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金交付決定取消決定通知書(様式第8号)により補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(設置工事の確認)

第15条 市は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(維持管理)

第16条 補助金の交付を受けて浄化槽を設置した者は、浄化槽法その他関係法令等に定められた保守点検、清掃及び法定検査を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態に保持できるよう維持管理を行わなければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、当該事業により設置した浄化槽の管理者に対し、必要に応じて清掃、保守点検及び法定検査の報告を徴収することができる。

(繰越承認申請等)

第18条 交付決定者は、開始した補助事業がやむを得ない理由により、年度内に完了しないと認められ、補助事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、補助金交付決定のあった年度の1月15日までに繰越承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の繰越承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときはその承認をし、繰越承認通知書(様式第10号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による繰越しの承認を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、繰越しの承認に際して必要な条件を付することができる。

4 第2項の規定による繰越しの承認の対象となる補助事業は、翌年度の8月31日までに完了するものに限る。

5 交付決定者は、第2項の規定により市長の承認を受けたときは、翌年度の8月31日までに第10条の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日告示第80号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第10号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日告示第20号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第40号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第29号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日告示第22号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第34号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第37号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第28号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第24号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第48号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第35号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第33号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月36日告示第32号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

(1) 転換補助(単独処理浄化槽又は汲み取り便所の撤去を伴う合併処理浄化槽の設置)

人槽区分	補助金
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

別表第2(第5条関係)

(2) 新設補助(転換補助以外)

人槽区分	補助金額
5～10人槽	60,000円

別表第3(第5条関係)

(3) 宅内配管工事費補助

既設槽	補助金額
単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事	300,000円
その他転換工事	150,000円

様式第 1 号(第 6 条関係)

補助金交付申請書

阿波市長様

申請者住所氏名電話番号

年 月 日

年度において、浄化槽を設置したいので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設 置 場 所			
2 交 付 申 請 額	円(人槽)		
3 浄化槽工事の種別	☐ 新 設	☐ 転 換	☐ 単独処理浄化槽から ☐ くみ取便所から
4 住 宅 等 所 有 者	☐ 本人 ☐ 共有(人) ☐ その他()		
5 住 宅 用 途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅(用途)		
6 住 宅 等 の 面 積	住宅部分の面積	m ²	その他の面積 m ²
7 現在の住宅状況	1 持ち家 2 借家 (集合住宅、一戸建て等)		
8 現在のし尿処理状況	1 単独処理浄化槽 2 くみ取便所 3 農業集落排水 4 合併処理浄化槽 5 その他 ()		
9 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
10 事業完了予定年月日	年 月 日		
11 撤 去(予 定)年 月 日	年 月 日 (転換の場合)		
12 添 付 書 類	別紙添付のとおり		

添 付 書 類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は浄化槽設置計画書及び建築確認証の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽設置費の見積書の写し(転換の場合、既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽の撤去費及び宅内配管工事費を含む。)
- (4) 浄化槽の構造図
- (5) 浄化槽の配置配管図
- (6) 登録浄化槽にあつては、登録証の写し及び浄化槽管理票(C 票)
- (7) 保証登録証明証(処理対象人員が 10 人以下のもの)
- (8) 設備士免状(特別講習修了証書)の写し
- (9) 住宅等を借りている者は、賃借人の承諾書
- (10) 浄化槽維持管理標準契約書の写し
- (11) 浄化槽法定検査申込書
- (12) 浄化槽法第 7 条及び第 11 条に係る費用を納付したことを証するもの
- (13) 平面図
- (14) 現在の住居で用いている汚水処理方法を証する書類(阿波市内在住の者及び賃貸住宅に居住していない者に限る)
- (15) 納税証明書(前年度市税分)
- (16) 住民票
- (17) 現況配管図、現況配置平面図及び現況写真(転換の場合)
- (18) その他市長が必要と認める書類()

様式第2号(第8条関係)

第 号

住 所

氏 名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり交付決定しましたので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

阿波市長

交付決定金額	円
交付条件	1 補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする時は、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けること。 3 補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに市長に報告すること。 4 交付決定者は、補助金に係る事業完了後、速やかに、又は補助金交付決定のあった年度内までに実績報告書を提出すること。

様式第3号(第8条関係)

第 号

様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浄化槽設置整備事業補助金については、次の理由により不交付と決定したので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

阿波市長

(理 由)

様式第4号(第9条関係)

変更承認申請書

年 月 日

阿波市長 様

交付決定者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、浄
化槽設置整備事業について、申請内容を次のとおり変更したいので、承認願います。

- 1 申請内容の変更(変更内容は別紙のとおり)
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理 由)

様式第 5 号(第 10 条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

阿波市長 様

交付決定者 住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、
浄化槽設置整備事業が完了したので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 10 条の
規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 事業着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日
- 3 旧施設の撤去日 年 月 日(転換補助の場合)

4 添付書類

- (1) 工事費請求書又は領収書の写し
- (2) 浄化槽設備工事施工チェックリスト
- (3) 住民票(補助金交付申請時に補助対象地域に住所を有しない者)
- (4) 使用開始したことを証する正面
- (5) 知事が認める浄化槽の維持管理に関する講習会に参加したことを証する書面
- (6) 単独浄化槽からの転換による設置に当たっては浄化槽廃止届書の写し又は転換が
確認できる書類
- (7) 施工前、施工中及び完成写真 1 部(転換の場合：確認ができる写真及び宅内配管工
事の施工状況の写真)
- (8) その他市長が必要と認める書類()

様式第 6 号(第 11 条関係)

第 号

様

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、次のとおり、その額が確定しましたので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、通知します。

年 月 日

阿波市長

交付確定金額 円

様式第7号(第12条関係)

補助金交付請求書

請求金額 円

年 月 日付け 第 号で確定した浄化槽設置整備事業
補助金の交付について、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、
上記のとおり請求します。

年 月 日

阿波市長 様

交付決定者
住 所
氏 名

振込先

金 融 機 関 名	銀行・農協 信用金庫	本店・出張所 支店・支所
預 金 種 別	普通 当座 その他()	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義 人		

様式第 8 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

阿波市長 印

補助金交付決定取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により交付決定の取消しを決定しましたので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 理由

2 交付決定取消額 金 円

様式第9号(第18条関係)

繰越承認申請書

年 月 日

阿波市長 様

交付決定者 住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、下記の理由により補助事業を翌年度に繰り越す必要があるので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第18条第1項の規定によりその承認を申請します。

記

(理由)

様式第10号(第18条関係)

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

阿波市長 印

繰越承認通知書

年 月 日付けで繰越承認申請のありました補助事業については、下記のとおり繰越しの承認をしましたので、阿波市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

記

1 条件

2 繰越承認額 金 円

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第13条関係)

様式第9号(第18条関係)

様式第10号(第18条関係)